**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事業者認定実施要領**

**一般社団法人熊本県木材協会連合会**

**平成２４年１１月１２日作成**

**平成２４年１１月１２日公表**

**第一　目的**

**本実施要領は、一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下「当団体」という）が平成２４年１１月１２日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範という」に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。**

**第二　本実施要領に基づく認定の対象**

**１　林野庁が平成２４年６月１８日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく事業者の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。**

**２　本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。**

**第三　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請**

**１　本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記１で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「事業者認定申請書」という。）を、別に定める認定手数料とともに、当団体へ提出しなければならない。**

**２　前項の認定手数料は認定されなかった場合返納される。**

**第四　審査及びその結果の通知**

**１　当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。**

**２　審査委員会は、提出された「事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第五に掲げる「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定要件」及び林野庁が示したガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査（必要がある場合は現地調査等を含む。）を実施し、認定の可否を決定したうえで申請者にその結果を通知する。**

**第五　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件**

**事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。**

**（分別管理）**

**①間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。**

**②入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。**

**（別紙分別管理及び書類管理方針書を参照のこと。）**

**（帳票管理）**

**③間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。**

**④関係書類（証明書を含む）を５年間保存することとしていること。**

**（責任者の選任）**

**⑤本取組の責任者が１名以上選任されていること。**

**第六　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表**

**１　当団体は、認定を受けた事業者に対して、別記２で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。**

**２　事業者認定書の有効期間は認定の日から３年とする。**

**３　認定書を交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、別記２－１で定め**

**る記載事項変更届けを届け出るものとする。**

**第七　証明事項の記載**

**１　認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。**

**２　なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記３－１もしくは、業種ごとに別紙証明書様式３－２、３－３、３－４を参照とする。**

**第八　取扱実績報告及び公表**

**１　認定事業者は、別記４で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を毎年６月末までに、当団体へ報告する。**

**２　当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。**

**第九　立ち入り検査**

**当団体は、必要に応じて、認定事業者による間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。**

**第十　認定事業者の取り消し**

**１　当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。**

**①証明書の記載事項に虚偽があったとき。**

**②認定事業者から認定の取消申請があったとき。**

**③認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。**

**２　当団体は、認定を取り消したときは、別記５で定める「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。**

**第十一　認定事業者の更新**

**１　認定事業者は、認定を受けた日から３カ年を経過しようとする場合は、認定期間が終了する３０日前に、別記６で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定更新申請書」（以下「事業者認定更新申請書」という）と併せて認定更新手数料１１，０００円とともに、当団体へ提出しなければならない。**

**２　前項の認定手数料は、認定更新がなされなかった場合返納される。**

**附則**

**１　この実施要領は、平成２４年１１月１２日から施行する。**

**２　令和５年４月１日認定および更新手数料について変更改正。**

**別記１　（事業者認定申請書の様式）**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事 業 者 認 定 申 請 書**

**令和　　年　　月　　日**

**（一般社団）熊本県木材協会連合会長　殿**

**（申請者）**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：　　　　　　　　　印**

**貴団体の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類と認定手数料を添えて申請します。**

**なお、認定後は本証明制度の趣旨に添い、誠意をもって証明書の発行等を行うとともに、もし虚偽の証明等を行った場合は、認定の取り消しを受けても異議はありません。**

**記**

**１　創業年、従業員数　：　　　　　　　年創業、従業員数　　　　人**

**２　取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量**

**（品目：　　　　　　　　　　　　　　　年間取扱量　　　　　　　㎥**

**３　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（見取り図可）**

**（発電に供する木質バイオマスの保管場所等が分かるような見取り図等を添付してください）**

**４　分別管理及び書類管理の方針**

**（実施要領第五の合法木材供給事業者の認定要件を参照して下さい）**

**５　その他（注：下記を参照して下さい）**

**注：その他には、資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入して下さい。**

**＊事業者認定にかかる経費：認定手数料　　２２，０００円**

**別記２－１　（事業者認定書の様式）**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事 業 者 認 定 書**

**令和　　年　　月　　日**

**殿**

**（一般社団）熊本県木材協会連合会**

**会　長　児玉　文雄**

**令和　　年　　月　　日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。**

**記**

**団体認定番号　：熊木連認定、発電第　　　　号**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：**

**認定の有効期間：　令和　　年　　月　　日**

**～　令和　　年　　月　　日**

**（注）申請内容に変更があった場合は、別記２－２様式により届け出て下さい。**

**別記２－２　（記載事項変更届））**

**事業者認定書記載事項変更届**

**令和　　年　　月　　日**

**（一般社団）熊本県木材協会連合会長　殿**

**団体認定番号　　：熊木連認定、発電第　　　号**

**（旧）事業者の所在地：**

**（旧）事業者の名称　：**

**（旧）代表者の氏名　：**

**令和　　年　　月　　日付けで認定のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書について、下記とおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。**

**記**

**団体認定番号：熊木連認定、発電第　　　　号**

**（旧）事業者の所在地：**

**（新）事業者の所在地：**

**（旧）事業者の名称：**

**（新）事業者の名称：**

**（旧）代表者の氏名：**

**（新）代表者の氏名：**

**（旧）取扱責任者の氏名：**

**（新）取扱責任者の氏名：**

**認定の有効期間：　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日**

**＊上記項目の変更があった箇所のみを記入して下さい。**

**証明書様式３－１　　　　　　　　　　　　　　（森林所有者段階の証明書の例）**

**番号**

**令和　　年　　月　　日**

　　　発電用に供する木質バイオマスの証明書

**殿**

**住　　　所：**

**氏　　　名　：**

**下記の物件は、発電利用に供する木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。**

**なお、伐採に当たっては、森林に関する法令に照らし手続きを適正に行っているものであることを申し添えます。**

**記**

**１　伐採許可（届出）年月日、許可番号、許可書発行先（注①）**

**２　物件（森林）所在地：**

**３　伐採面積　　　　　：**

**４　樹　　種　　　　　：**

**５　数　　量（注②）　：**

**（注）**

**①市町村又は森林組合等地域の森林の伐採に関する法令の手続きを管理している団体の証明書を添付して下さい。**

**②材積又は本数等の数量に係る情報を記述して下さい。**

**証明書様式３－２　　　　　　　　　　　　　　（素材生産業者段階の証明書の例）**

* **独自に作成する証明書の例**

**番号**

**令和　　年　　月　　日**

　　　　発電用に供する木質バイオマスの証明書

**殿**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：**

**団体認定番号　：熊木連認定、発電第　　　号**

**下記の物件は、発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。**

**記**

**１　樹　　種　　　 ：**

**２　数　　量（注③）：**

**３　伐採箇所　　　 ：　　　　　　県　　　　　市町村**

**（注）**

**①合法性の証明並びに持続可能性の証明する場合は、別途合法証明書を貼付して下さい。**

**②本様式による証明書の作成に代えて、施行計画認定書の写しや納品書等を利用し、余白欄に上記の情報（団体認定番号、発電利用木質バイオマスであること、伐採箇所等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。**

**③材積又は本数等の数量に係る情報を記述して下さい。**

注　一般木質バイオマスの場合は、その旨記載事項を変更する。

**証明書様式３－３　　　　　　　　（チップ製造及び流通業者段階の証明書の例）**

* **独自に作成する証明書の例**

**番号**

**令和　　年　　月　　日**

　　　発電用チップに係る木質バイオマスの証明書

**殿**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：**

**団体認定番号　：熊木連認定、発電第　　　号**

**下記の物件は、発電利用に供する木質バイオマスチップであることを証明します。**

**記**

**１　樹　　種　　　 ：**

**２　品　　目（注②）：間伐材等由来の木質バイオマスチップ、**

**一般木質バイオマスチップ、**

**３　数　　量（注③）：間伐材等由来の木質バイオマスチップ、**

**一般木質バイオマスチップ、**

**４　伐採箇所　　　 ：　　　　　　県　　　　　市町村**

**（注）**

**①本様式による証明書の作成に代えて、売買契約書の写しや納品書等を利用し、余白欄に上記の情報（団体認定番号、間伐材等由来の木質バイオマスであること、伐採箇所等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。**

**②チップの形状を記載して下さい。**

**③商取引上の単位（ｔ、㎥、㎏、など）を記述して下さい。**

**④合法性の証明並びに持続可能性の証明する場合は、別途合法証明書を貼付して下さい。**

**証明書様式３－４　　　　　　　　（チップ以前の加工・流通業者段階の証明書の例）**

* **独自に作成する証明書の例**

**番号**

**令和　　年　　月　　日**

　　　　発電用に係る木質バイオマスの証明書

**殿**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：**

**団体認定番号　：熊木連認定、発電第　　　号**

**下記の物件は、発電利用に供する一般木質バイオマスであることを証明します。**

**記**

**１　樹　　種　　　 ：**

**２　品　　目（注②）：間伐材等由来の木質バイオマス、**

**一般木質バイオマス、**

**３　数　　量（注③）：間伐材等由来の木質バイオマス、**

**一般木質バイオマス、**

**４　伐採箇所　　　 ：　　　　　　県　　　　　市町村**

**（注）**

**①本様式による証明書の作成に代えて、売買契約書の写しや納品書等を利用し、余白欄に上記の情報（団体認定番号、発電用木質バイオスであること、伐採箇所等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。**

**②背板、製材端材等木材の形状を記載して下さい。**

**③商取引上の単位（ｔ、㎥、㎏、など）を記述して下さい。**

**④合法性の証明並びに持続可能性の証明する場合は、別途合法証明書を貼付して下さい。**

**別記４　（取扱実績報告）**

**令和　　年　　月　　日**

**（一般社団）熊本県木材協会連合会長　殿**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：**

**事業者電話番号：**

**団体認定番号　：熊木連認定、発電第　　号**

**間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス**

**であることが証明された木材の取扱実績報告**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取り扱い実績を下記のとおりに報告します。**

**記**

**１．期　　　間：令和○○年４月１日～令和○○年３月３１日**

**２．木材の取扱量（総量）**

**原木（原料）入荷量　　　　　　　　　　ｍ３**

**原木（チップ等）出荷量　　　　　　　　ｍ３**

**３．２のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの**

**原木（原料）入荷量　　　　　　　　　　ｍ３**

**原木（チップ等）出荷量　　　　　　　　ｍ３**

**４．２のうち、一般バイオマスであると証明されたもの**

**原木（原料）入荷量　　　　　　　　　　ｍ３**

**原木（チップ等）出荷量　　　　　　　　ｍ３**

**（注）**

**①素材生産業者については、原木を入荷し、原木のまま出荷した旨記載。**

**②加工業者については、原木の入荷量とチップ等（チップ、製材端材、オガコ、樹皮等）の出荷量を記載。**

**③３．４．については、証明書等により証明された原木等の入荷量、出荷量を記載。**

**④チップの換算率　針葉樹１ｔ＝２．２㎥、広葉樹１ｔ＝１．７㎥**

**別記５　（認定取消通知書））**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**認定事業者の認定取消通知書**

**令和　　年　　月　　日**

**殿**

**（一般社団）熊本県木材協会連合会**

**会　長　児玉　文雄**

**貴事業体については、令和　　年　　月　　日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十の規定により、　年　月　日付けでその認定を取り消したので通知します。**

**記**

**１　団体認定番号　：熊木連認定、発電第　　　　号**

**２　事業者の名称　：**

**３　代表者の氏名　：**

**４　事業者の所在地：**

**５　取消の理由**

**別記６　（事業者認定更新申請書の様式）**

**発　電　利　用　に　係　る**

**事 業 者 認 定 更 新 申 請 書**

**令和　　年　　月　　日**

**（一般社団）熊本県木材協会連合会長　殿**

**（申請者）**

**認定番号　：熊木連認定、発電第　　　号**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：　　　　　　　　　印**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の更新を行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十一」に基づき、認定更新手数料１１，０００円を添えて申請します。**

**なお、認定後は本証明制度の趣旨に添い、誠意をもって証明書の発行等を行うとともに、もし虚偽の証明等を行った場合は、認定の取り消しを受けても異議はありません。**

**記**

**（当初認定後に「社名、業態、所在地、代表者、分別管理者等」の内容について変更が生じている場合は、その内容を下記に記載してください。）**

**【別添１】**

**分別管理及び書類管理方針書**

**事業者名：**

**令和　　年　　月　　日作成**

**本方針書は、（一般社団）熊本県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１１月１２日公表）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。**

**（適用範囲）**

**本方針書は、当社において、原木の入出荷（加工場にあっては：間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス原木を原料として製造するチップ等）の取扱いに当たって適用する。**

**（分別管理責任者）**

**・分別管理を適切に行うため、　　　　　　　を分別管理責任者として定める。**

**・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。**

**（分別管理の実施）**

**・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。**

**・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。**

**・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。**

**・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。**

**・製品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオ**

**マスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造した**

**チップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明**

**示する。**

**（書類管理）**

**・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及び**

**それ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取**

**りまとめる。**

**・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。**

**・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。**

**【別添２】（参考）**

**木質バイオマスの定義**

**発電利用に供する木質バイオマスの種別については、以下のとおりとする。**

**なお、本実施要領でいう木材には、竹由来のものを含むものとする。**

**（１）間伐材等由来の木質バイオマス**

**間伐材等由来の木質バイオマスとは、次のいずれかに由来するバイオマスをいう。**

**① 間伐材とは、**

**森林の健全な育成のため、うっ閉し立木間の競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね５年後において再びうっ閉することが確実であると認められる範囲内で行われる伐採により発生する木材を間伐材という。**

**このほか、除伐（うっ閉する前の森林において目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し目的樹種の健全な成長を図るために行う伐採をいう。）によるものも含む。**

**② ①以外の方法により伐採された木材**

**①以外の方法により次のいずれかの森林（伐採後の土地が引き続き森林であるものに限る。）から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、伐採、生産される木材をいう。**

**ア　森林法（昭和26年法律第249号）第11条第５項の認定を受けた森林経営計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第８条の規定によりなお従前の例によることとされた森林施業計画を含む。以下「森林経営計画」という。）の対象森林**

**イ　森林法第25条又は第25条の２の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林（以下「保安林等」という。）**

**ウ国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第２号）第12条第１項の国有林野施業実施計画及び公有林野等官行造林法施行手続（昭和30年農林省訓令第11号）第６条第１項の公有林野等官行造林地施業計画の対象森林**

**（２）一般木質バイオマス**

**一般木質バイオマスとは、間伐材等由来の木質バイオマス及び建設資材廃棄物**

**以外の木質バイオマスであって、次の木材等に由来するバイオマスをいう。**

**① 製材等残材**

**木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材**

**② その他由来の証明が可能な木材**

**製材等残材以外の木材であって、由来の証明が可能なもの**

**（３）建設資材廃棄物**

**建設資材廃棄物とは、告示の表第14号の建設資材廃棄物をいう。**